

障がい児への支援



障害児支援事業

障がいのある児童に身近な地域の障害児支援の専門事業として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援などを行います。詳しい内容や利用手続き、利用者負担等については市役所障がい福祉担当までお問い合わせください。

障害児支援事業の事業内容

児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等ディサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等ディサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成します。また、通所支援事業を利用後は一定期間ごとにサービス等の利用状況を検証しサービス利用計画の見直しを行います。

障害児支援事業所

事業名		事業所	お問い合わせ先
障害児通所支援事業	児童発達支援	障がい児通所支援事業所ぽのぼの	☎0894-62-4301
	放課後等ディサービス	障がい児通所支援事業所ぽのぼの	☎0894-62-4301
		放課後等ディサービス事業所 NICO	☎0894-89-2225
	保育所等訪問支援	障がい児通所支援事業所ぽのぼの	☎0894-62-4301
障害児相談支援事業	障害児支援利用援助	相談支援事業所希望の森	☎0894-62-5500
	継続障害児支援利用援助	相談支援事業所こすもす	☎0894-89-4165

※上記以外の事業所もご利用になれます。

— 広 告 —

電気設備工事

株式会社 **丸山電設** 丸山 一男

西予市宇和町下松葉484 コーポまるやま102号室

TEL **0894-62-0257** FAX **0894-62-1237**

障がい児への支援

サービス利用までの流れ

サービス利用の相談・申請

西予市役所福祉課または各支所生活福祉課の障がい福祉担当に相談を行ってください。

サービス利用計画(案)の作成

相談支援事業所と契約を行い、相談員と話し合って計画(案)を作成し、市役所に提出してください。

支給決定

サービス利用計画書(案)を基に市役所からサービスの支給決定通知書及び受給者証を交付します。

サービス利用の開始

サービス提供事業所と契約を行い、サービス利用が開始されます。

障がい児への経済的支援

問 福祉課 ☎0894-62-6428

支援名	対象	支給額		備考
特別児童扶養手当	20歳未満で精神または身体に一定以上の障がいがある児童を養育している父母または父母が監護しないため父母以外の養育者	1級	1人当たり月額52,500円	<ul style="list-style-type: none"> 4月、8月、12月の3回に分けて支給(12月期については11月に支給) 所得制限あり(受給者本人・配偶者・扶養義務者) 市で受付後に、県が認定及び支給を行う
		2級	1人当たり月額34,970円	
障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の障がい児	1人当たり月額14,880円		<ul style="list-style-type: none"> 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までを支給 ※所得制限あり
重度心身障がい者等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A判定 療育手帳B判定で、手帳に「◎該当」の記載がある方 ※3歳以上 	保険診療に係る医療費の自己負担分を助成		<ul style="list-style-type: none"> 県内の医療機関を受診する場合は、窓口での一部負担金が無料。 県外の医療機関を受診する場合は、一旦窓口で負担し、領収書(写)と請求書を提出し、後日払い戻しとなる。
障害児通所支援利用に係る給付費無料制度	要件を満たす障害児通所支援を利用している児童の保護者	(要件) 児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等へ通い、又は障害児通所支援を利用する場合	国が定める制度の基準額 ※市が上乗せして支給	(対象事業) 障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援 (申請について) 幼稚園等の通園証明書及び利用者負担額の支払いを証する書類を添付し、申請が必要